**安治川左岸　中之島GATEターミナル整備・管理運営事業者募集要項　正誤表**

|  |  |
| --- | --- |
| 正 | 誤 |
| 16ページ　（※質問に対する回答（２回目）回答61関係）  **７．土地及び流水面の使用料等**  （１）（略）  （２）（略）    （略）  　（３）－（７）（略） | 16ページ  **７．土地及び流水面の使用料等**  （１）（略）  （２）（略）    （略）  　（３）－（７）（略） |
| 19ページ  **２．応募者に必要な資格**  （略）  ①（略）  ②（略）  ア～ウ（略）  エ　次の(ア)から(ウ)のいずれかに該当する者  （ア）～（ウ）　（略）  オ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者  カ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始　の決定を受けた者を除く｡）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者そ　の他の経営状態が著しく不健全であると認められる者  キ　会社更生法第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）にか　かる新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む、（以下「更生手続開始申　　立て」という。））をしている者又は更生手続開始申立てをなされている者。ただし、同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始申立てをしなかった者又は更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。  　　　③（略） | 19ページ  **２．応募者に必要な資格**  （略）  ①（略）  ②（略）  ア～ウ（略）  エ　次の(ア)から(ウ)のいずれにも該当しない者であること。  （ア）～（ウ）　（略）  オ　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第５条第１項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者でないこと。  カ　民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始　　の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41　条第１項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けた者そ　　の他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。  キ　会社更生法第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第２条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）にか　かる新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てを含む、（以下「更生手続開始申　　立て」という。））をしていない者又は更生手続開始申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受けた者については、更生手続開始申立てを　しなかった者又は更生手続開始申立てをなされなかった者とみなす。  　　　③（略） |